

## 118 パナホームシティ西神南 I・II

協定区域	西区井吹台北町1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2024年5月24日
	面 積	17,483.39 m <sup>2</sup>		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2024年5月24日～2034年5月23日(10年)

### 協定内容の概要

- (1) 建築物は1区画1戸建ての専用住宅または、地区計画・低層住宅地区Aで定める用途の住宅とする。但し、6-4、5(I-15、16号地)、7-1~5(II-1~5号地)の7区画は地区計画・低層住宅地区Bで定める用途の住宅も建築可能とする。また、親子等が居住する二世帯住宅は、全区画において、建築確認で認められれば玄関の数に関係なく建築可能とする。
- (2) 車庫は、道路の角切部分を自動車の出入口としないものとする。
- (3) 現状の地盤面は、変更してはならない。但し、造園などの為の必要最小限の変更はこの限りではない。
- (4) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (5) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教など営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。但し、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。
- (6) フットパス・井吹台北町2号線に接する側に、歩行者(自転車)、車両の出入口を設けてはならない。また歩道に接する側には、車両の出入口を設けてはならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

118

パナホームシティ西神南 I・II

118 パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

城ヶ谷池

フットパス・(仮称) 井吹台北町2号線

井吹の丘小学校

フットパス

## 位置図

